

農地中間管理事業に関する意見（評価書）

農地中間管理事業評価委員会は、同事業規程第20条第2項にもとづき審議した結果、以下のとおり評価する。

1 事業の適正かつ円滑な実施に関する評価

1) 農地の貸借状況に関する意見・評価

農地の借受面積248.8ha及び貸付面積236.0haについて、3月末時点でそれぞれ前年度実績を上回っており、農地中間管理事業を取り組み始めた平成26年度以降、機構の年間目標としてきた200haをようやく達成することができたことは大いに評価できる。今後も、新たに設定した目標値である270haに向け、さらなる農地の流動化に向けた取り組みを継続して取り組んでいただきたい。

また、農地中間管理事業の推進を助ける取り組みとして今年度より始まった和歌山版遊休農地リフォーム化支援事業については、初年度ということであり実績が伸びていないが、令和3年度では幅広い周知により人気が出てきている。本事業は遊休農地の再生と優良農地の確保につながる取り組みであり、農地の流動化が期待できることから、より一層活用していただきたい。

2年度の地域別貸借実績を見ると、産地背景による影響が大きいことも考慮されるが、地域間差、市町間差が大きくなっている。目標の達成には実績の伸びが低い地域だけでなく県下全体で底上げするような取り組みが求められる。

なお、果樹を主体にした本県農業の特性を踏まえ、作業性および生産性が高い優良農地を中心に担い手への流動化促進にいつそう努めてほしい。

2) PR活動の取り組みに関する意見・評価

事業を適正かつ円滑に実施するうえでPR活動はきわめて重要な取り組みである。

2年度は、新型コロナウイルスによる影響のため、従来実施している農地相談会等の農家への直接的な事業周知によるPRの実施ができなかった点は残念であるが、例年実施している夏の甲子園や年末年始等でのテレビや新聞等のマスメディアを活用したPRが徐々に浸透してきており、その効果が実績の伸びにつながっていると考えられる。

次年度以降も貸借実績の増加につなげるため、より効果のあるPR手法を検討いただきたい。

2 事業の効率的かつ効果的な実施に関する評価

本県においては、農地中間管理事業等による農地の流動化が円滑に進むよう、地域段階において農業協同組合、市町、農業委員会、県振興局等で構成される農地活用協議会が設置され、農業公社（農地中間管理機構）と一体となった和歌山版農地流動化対策が展開されている。このような業務推進体制は、それぞれの地域で独自性・地域性を発揮するうえで、また農地の需給情報の収集の面からも有効な体制であり評価できる。

また、県内すべての農業協同組合とともに田辺市、有田川土地改良区に対して業務委託が行われているが、地域の農地情報の収集および地域の窓口として農業者の利便性の向上という機能を有しており、農地中間管理事業の実績の伸びにも貢献している。

3 今後の取り組みに関する評価（意見）

中間管理事業の新たな目標270ha及びその後の和歌山県長期総合計画の目標300haの達成を図るためには、農地の掘り起こしのため農業者への継続的なPR活動の実施や土地改良部門との連携による重点地区の設定、各地域での将来設計である人・農地プランの実質化の推進等に取り組んでゆく必要がある。

特に、人・農地プランの実質化の推進については、地域の中心経営体となる人材の確保と農地の流動化の促進に繋がる取り組みが重要であるため、県、市町、農業委員会との連携のもと取り組まれない。

また、遊休農地リフォーム化支援事業については、新年度において多くの要望があがってきており、遊休農地の解消と優良農地の確保及び中間管理事業の成果に繋がる事業であるため、その確実な実施に努められたい。

一方、今後は、機構職員のマッチング等への対応や事務量の大幅な増が見込まれるため、業務遂行に関しては、より一層、農地活用協議会との連携を強めるとともに、農業委員や農地利用最適化推進委員との協働により、強固な体制を整えて頂きたい。

以上、事業の適正かつ円滑な実施、事業の効率的かつ効果的な実施、およびそれらに付随する事項という観点から審議・評価した結果、令和2年度事業については適切であると評価する。